



# PRTRの届出は もう済みましたか？

## 令和6年度届出から

- 1 届出対象物質を見直し  
新たな対象物質の届出をお忘れなく

※第一種指定化学物質が462物質から515物質へ、特定第一種化学物質も15物質から23物質に拡大します。

- 2 物質番号は現行の政令番号から  
管理番号に

※管理番号は、1指定化学物質に対応する固有の1番号になります。



詳しくはこちら↑

届出  
期間

令和6年

4月1日~7月1日※

※締切は通常の期日である6月30日が日曜日のため、翌日となります。

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法<sup>※1</sup>における化学物質排出移動量届出制度 (PRTR制度<sup>※2</sup>) に基づき対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています。

※1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※2 Pollutant Release and Transfer Register

電子届出が  
おすすめです！

電子届出は7月31日まで

PRTR 電子届出 検索

PRTR 制度および届出方法についてのお問合せ先

各都道府県等の PRTR 担当窓口 または  
経済産業省 Tel. 03-3501-1511 (代表)  
環境省 Tel. 03-3581-3351 (代表)